

つくば市議会タブレット端末等の利用基準

令和3年2月3日議会運営委員会決定

令和5年5月24日議会運営委員会決定

1 目的

この基準は、つくば市議会（以下「議会」という。）から議員に貸与するタブレット端末その他附属品（以下「タブレット端末等」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

2 タブレット端末等の範囲

貸与するタブレット端末等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) タブレット端末本体（2020iPadPro12.9 256GB Wi-Fi+Cellularモデル）（SIMカード、カバー、フィルムを含む。）
- (2) アップルペンシル（第2世代）
- (3) 18W USB-C アダプタ
- (4) USB-C 充電ケーブル（1m）

3 タブレット端末等の取扱い

- (1) タブレット端末等を適切に管理し、使用するものとする。
- (2) タブレット端末等を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3) タブレット端末等の使用権限がなくなったときは、直ちに返却しなければならない。
- (4) タブレット端末等を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、速やかに議会局に連絡するものとする。
- (5) タブレット端末等（タブレット端末本体を除く。）を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、自己の費用をもってこれを補填又は修理しなければならない。

4 遵守事項

- (1) タブレット端末を使用するときは、議会の品位を重んじた良識ある

使用を心がけること。

- (2) タブレット端末を使用した情報の受発信は、自己の責任において行うこと。
- (3) タブレット端末に保管するデータ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (4) 個人情報等の漏えい、端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、議長及び議会局に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (5) コンピュータウイルスに感染したおそれがある動作を確認したときは、直ちに議長及び議会局に連絡すること。なお、コンピュータウイルス感染により被害や損失が発生した場合は、必要な措置を講ずること。
- (6) PASS コードは厳重に管理する。PASS コードがわからなくなった場合は速やかに議会局に連絡すること。
- (7) タブレット端末の1か月の使用通信量は20GBであるため、使用に当たっては、通信量に配慮すること。

5 会議中の禁止事項

- (1) 音声や操作音を発するなど運営上支障となる行為をしてはならない。
- (2) 端末機を用いて写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、会議主催者が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 審議及び審査中の情報を外部に発信してはならない。
- (4) 議事に関係のないウェブサイトの閲覧や、SNSの投稿などに端末機を使用してはならない。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この基準は決定日（令和 3 年 2 月 3 日）から施行する。

附 則

この基準は決定日（令和 5 年 5 月 24 日）施行する。